

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月28日
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	諏訪部 広
【電話番号】	03-6377-2842
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	BNPパリバ欧州バランス・ファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成23年10月30日から平成24年10月29日まで） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

BNPパリバ欧州バランス・ファンド

ただし、愛称として「オート・クチュール」という名称を用いることがあります。

（以下「当ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額（組入る有価証券を時価で評価した資産総額から、負債総額を控除したものを）その時の受益権総口数で除した価額をいいます。当ファンドでは便宜上、1万口当たりの価額で示すことがあります。基準価額は、組入れ有価証券などの値動きにより、日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「オートク」）

《委託会社へのお問合わせ先》  
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社  
電話番号：0120-996-222  
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時  
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

### （５）【申込手数料】

申込手数料率は、2.1%（税抜2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（5%）が含まれています。

### （６）【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

### （７）【申込期間】

平成23年10月30日から平成24年10月29日まで

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記にお問合わせください。

《委託会社へのお問い合わせ先》  
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社  
電話番号：0120-996-222  
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時  
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(9) 【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までに、指定の方法でお支払いください。

発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によりBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込みの方法

- 1) 受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
- 2) 取得申込みに際し、「分配金再投資コース」または「分配金受取りコース」か、どちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコースの変更はできません。）
- 3) 「分配金再投資コース」を選択された場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下同じ。）に従って、契約を締結していただきます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

当ファンドの償還金、換金代金は、社振法および上記振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### 目的

この投資信託は、内外の投資信託証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。

###### 信託金限度額

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

###### 基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

###### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産 ( )
	内外	資産複合

###### 《 商品分類の定義 》

###### 単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

###### 投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

###### 投資対象資産による区分

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

###### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ( )
	年12回 (毎月)	アジア		
	年12回 (毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式 ・債券)))*	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東(中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

\* 投資収益は実質的に欧州の債券や株式の動きに応じて決まりますが、組入れている資産そのものは投資信託です。

#### 《 属性区分の定義 》

##### 投資対象資産による属性区分

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

##### 決算頻度による属性区分

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

##### 投資対象地域による属性区分

欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 投資形態による属性区分

ファンド・オブ・ファンズ...社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

##### 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

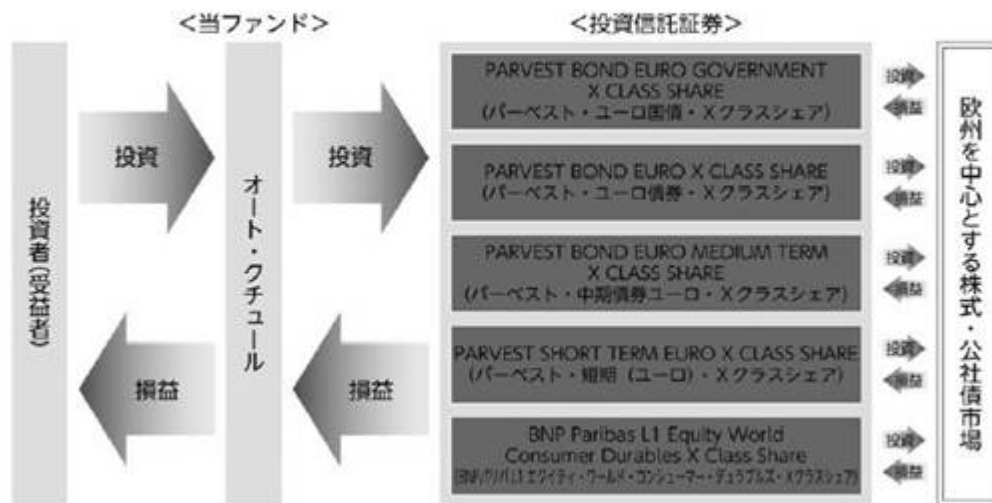
上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

#### ファンドの特色

① 主として、欧州を中心に株式や公社債等に投資する投資信託証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。



ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券に投資するファンドをいいます。欧州地域を中心とする複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式により、実質的な株式と公社債の組入れによるバランス型運用を行います。

② 複数のファンドへ投資しバランス運用を行います。

株式について

実質的な組入株式は、原則として消費財およびサービス(生活必需品は除く)を提供する企業群等です。

《組入れ企業の特徴》

- ◆消費財・サービスを提供する企業
- ◆グローバルな事業展開を有する企業
- ◆高水準の利益率を有する企業(新規参入が極めて難しい市場)

## 公社債について

実質的な組入公社債は、原則として、欧州の国債、政府機関債、事業債、証券化商品（ABS、MB S）等です。

実質的な組入公社債の発行体の信用格付は、原則として取得時に海外信用格付が「A」格以上（S & P社によりA-／ムーディーズ社によりA3）の長期信用格付を有するか、S & P社による「A1」以上もしくはムーディーズ社による「P1」以上の短期信用格付を有するか、または指定投資信託証券<sup>\*</sup>の運用会社が同等と判断する信用水準を有するものとします。

※投資信託証券への投資にあたって、委託会社が指定する投資信託証券をいいます。以下同じ。

《実質的な組入公社債の主要投資対象国》（平成23年9月末現在）

ユーロ参加国	ドイツ	フランス	イタリア	スペイン
	オーストリア	ベルギー	フィンランド	アイルランド
	ルクセンブルク	オランダ	ポルトガル	ギリシャ
	マルタ	キプロス	スロバキア	スロヴェニア
	エストニア			
非ユーロ参加国	イギリス	スウェーデン	デンマーク	

\* 上記以外の国の公社債に投資を行う場合があります。

\* 経済情勢の変化等により、上記主要投資対象国は見直される場合があります。

## 資産配分

指定投資信託証券の組入比率は、資金動向や市況動向等に応じて見直しを行います。ファンドが実質的に保有する株式と公社債の投資配分は、概ね以下を基本とします。

（平成23年9月末現在）

<p>実質的に保有する株式への投資配分 概ね 20%～50%(70%未満)</p>	<p>実質的に保有する公社債等への投資配分 概ね 50%～80%(上限100%)</p>
<p>＜指定投資信託証券＞ BNP Paribas L1 Equity World Consumer Durables X Class Share (BNPパリバ L1 エクイティ・ワールド・ コンシューマー・デュラブルズ・Xクラスシェア)</p>	<p>＜指定投資信託証券＞ PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM X CLASS SHARE (パーベスト・中期債券ユーロ・ Xクラスシェア) PARVEST SHORT TERM EURO X CLASS SHARE (パーベスト・短期(ユーロ)・Xクラスシェア)</p>

### ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

当ファンドは、BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスから運用指図（指定投資信託証券の見直しを含む。）に関する助言を受けます。

#### BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス

BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスは、BNPパリバグループの資産運用部門におけるフランスの本拠点であり、株式ファンドに加え、債券ファンド、ストラクチャードファンド、マネーマーケットファンド等の様々なファンドの運用を行っております。

＜指定投資信託証券の概要＞（平成23年9月末現在）

PARVEST BOND EURO GOVERNMENT X CLASS SHARE (パーベスト・ユーロ国債・Xクラスシェア) (外国投資証券(ルクセンブルク籍))	
通貨	ユーロ

投資方針	欧州連合（EU）加盟国のユーロ建国債に投資することにより、中期的な収益の獲得を目指します。組入銘柄は、経済・債券市場のリサーチに基づく金利見通し、イールドカーブ予想に基づき決定します。
信託報酬等	運用報酬：0%、管理事務費用等：純資産総額に対し年率0.12%、その他費用

PARVEST BOND EURO X CLASS SHARE （パーベスト・ユーロ債券・Xクラスシェア）（外国投資証券（ルクセンブルク籍））	
通貨	ユーロ
投資方針	高格付けのユーロ建債券に投資することにより、中期的に積極的な収益の獲得を目指します。組入銘柄は、経済・債券市場のリサーチに基づく金利見通し、クレジット予測、イールドカーブ予想に基づき決定します。
信託報酬等	運用報酬：0%、管理事務費用等：純資産総額に対し年率0.12%、その他費用

PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM X CLASS SHARE （パーベスト・中期債券ユーロ・Xクラスシェア）（外国投資証券（ルクセンブルク籍））	
通貨	ユーロ
投資方針	高格付けのユーロ建の短・中期債に投資することにより、短期金利を上回る収益の確保を目指します。組入銘柄は、経済・債券市場のリサーチに基づく金利見通し、クレジット予測、イールドカーブ予想に基づき決定します。
信託報酬等	運用報酬：0%、管理事務費用等：純資産総額に対し年率0.12%、その他費用

PARVEST SHORT TERM EURO X CLASS SHARE （パーベスト・短期（ユーロ）・Xクラスシェア）（外国投資証券（ルクセンブルク籍））	
通貨	ユーロ
投資方針	ユーロ建の債券およびマネー・マーケット商品に投資することにより、短期金利を上回る収益の獲得を目指します。組入れ銘柄は、経済・債券市場のリサーチに基づく短期金利の金利見通しに基づき決定します。
信託報酬等	運用報酬：0%、管理事務費用等：純資産総額に対し年率0.06%、その他費用

BNP Paribas L1 Equity World Consumer Durables X Class Share （BNPパリバ L1 エクイティ・ワールド・コンシューマー・デュラブルズ・Xクラスシェア）（外国投資証券（ルクセンブルク籍））	
通貨	米ドル
投資方針	消費財およびサービス（生活必需品は除く）を提供する企業に投資することで、中期的な信託財産の成長を目指します。組入れ銘柄は、運用担当者による企業の個別訪問のほか、リサーチに基づき収益予想と比較して割安な銘柄を選択します。
信託報酬等	運用報酬：0%、管理事務費用等：純資産総額に対し年率0.30%、その他費用、ファンドに関する租税等

「PARVEST EQUITY GLOBAL BRANDS X CLASS SHARE」は「BNP Paribas L1 Equity World Consumer Durables X Class Share」に平成23年7月13日付で統合されました。なお、運用に実質的な変更はありません。

指定投資信託証券は、委託会社の判断により、見直しを行う場合があります。

「PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM X CLASS SHARE」および「PARVEST SHORT TERM EURO X CLASS SHARE」は、ルクセンブルク籍のアンブレラ・ファンド（外国投資証券）であるPARVESTのサブ・ファンドです。PARVESTは、投資対象とする「PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM X CLASS SHARE」および「PARVEST SHORT TERM EURO X CLASS SHARE」を含む複数のサブ・ファンドにより構成されています。サブ・ファンドには、取得・管理形態により最大7つのクラスシェアが置かれており、当ファンドはXクラスシェアへの申込みを行います。「BNP Paribas L1 Equity World Consumer Durables X Class Share」は、ルクセンブルク籍のアンブレラ・ファンド（外国投資証券）であるBNP Paribas L1のサブ・ファンドです。BNP Paribas L1は、投資対象とする「BNP Paribas L1 Equity World Consumer Durables X Class Share」を含む複数のサブ・ファンドにより構成されています。サブ・ファンドには、取得・管理形態により複数のクラスシェアが置かれており、当ファンドはXクラスシェアへのお申込みを行います（平成23年9月末現在）。

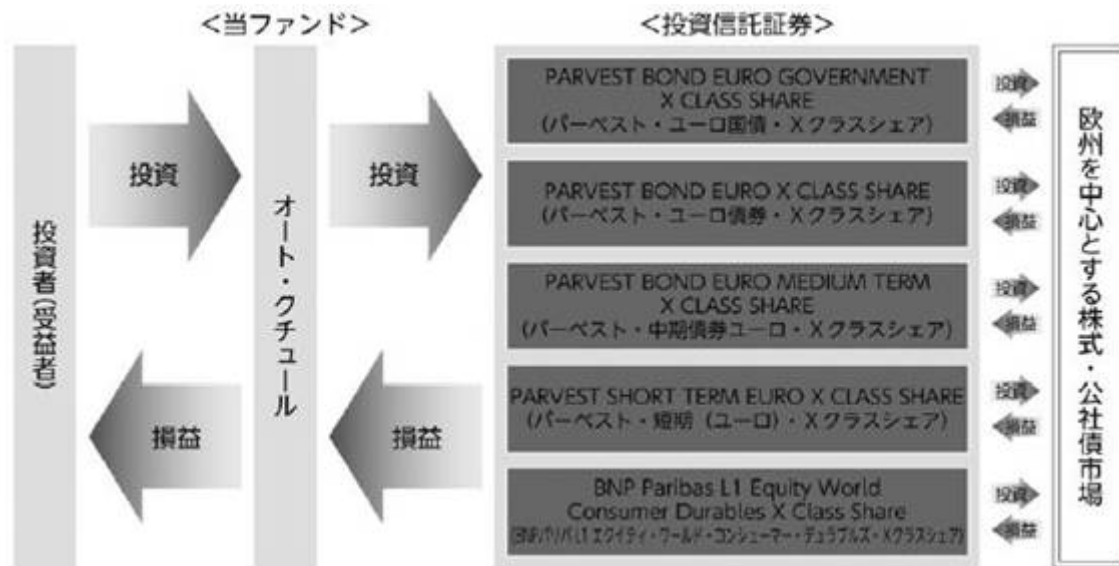


## (2) 【ファンドの沿革】

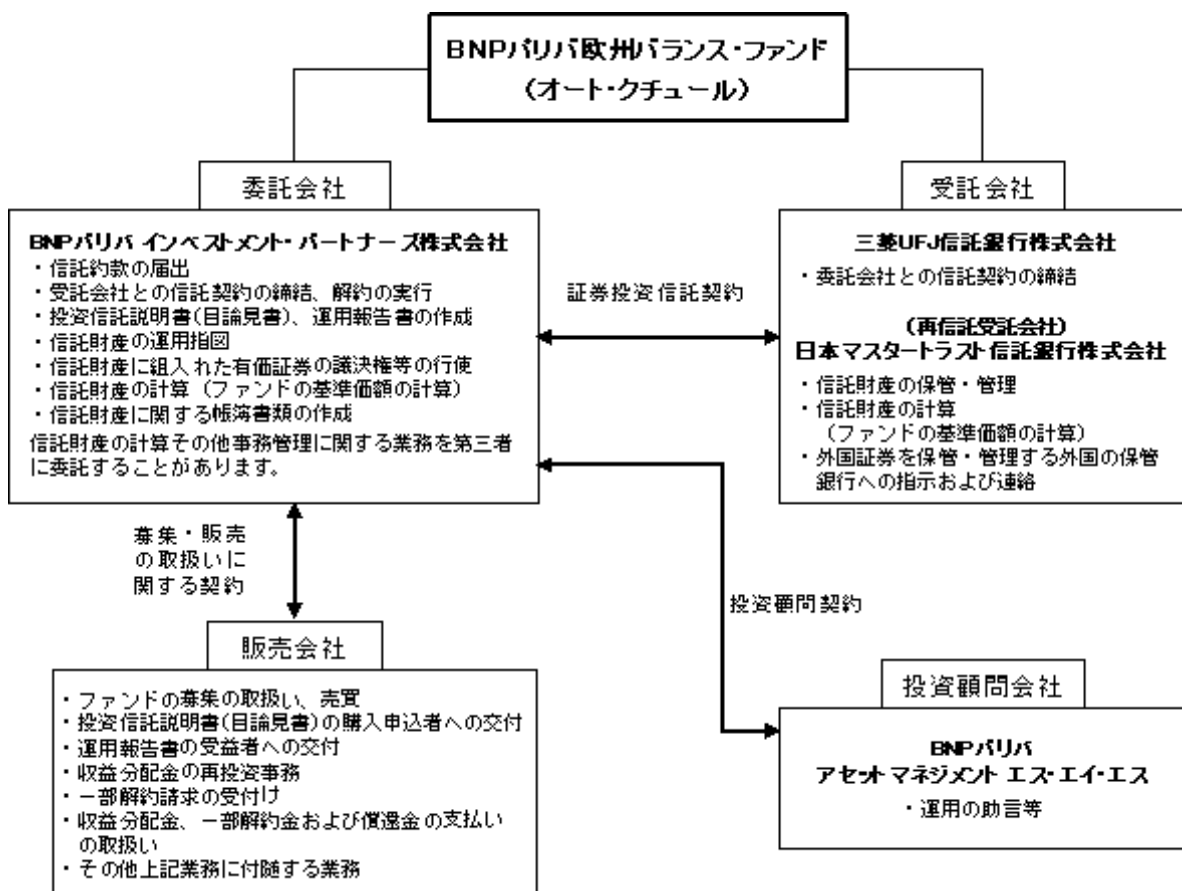
平成15年8月7日 信託約款締結、当ファンドの設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## a. ファンドの仕組み



## b. ファンドの関係法人および委託会社が関係人と締結している契約等の概要



## ファンドの関係法人

名称	関係業務の内容
----	---------

《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《投資顧問会社》 BNPパリバアセットマネジメント エス・エイ・エス	運用に関する助言等を行います。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資事務、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

\*証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

\*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、一部解約請求の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

\*投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間で結ばれる契約で、委託会社に対する投資助言に関する事項が定められています。

c. 委託会社の概況（平成23年9月末現在）

資本金 4億5,000万円

沿革

平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

内外の投資信託証券（証券投資信託の受益権及び証券投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）

を主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。

## b. 投資態度

主として、欧州を中心に世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券及び海外の公社債を実質的な主要投資対象とする投資信託証券を投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ形式により運用を行います。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、分散投資を行うことを基本とします。

(指定投資信託証券)(平成23年9月末現在)

- ・ PARVEST BOND EURO GOVERNMENT X CLASS SHARE(外国投資証券(ルクセンブルク籍))
- ・ PARVEST BOND EURO X CLASS SHARE(外国投資証券(ルクセンブルク籍))
- ・ PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM X CLASS SHARE(外国投資証券(ルクセンブルク籍))
- ・ PARVEST SHORT TERM EURO X CLASS SHARE(外国投資証券(ルクセンブルク籍))
- ・ BNP Paribas L1 Equity World Consumer Durables X Class Share(外国投資証券(ルクセンブルク籍))

指定投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

指定投資信託証券の組入比率は、資金動向や市況動向等に応じて、委託会社の判断により適宜見直しを行います。なお、当ファンドが指定投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式への配分比率は、信託財産の純資産総額の概ね20%～50%を基本とし、70%未満とします。また、当ファンドが指定投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する公社債への配分比率は、信託財産の純資産総額の概ね50%～80%を基本とし、100%を上限とします。

投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス（以下「投資顧問会社」といいます。）から運用指図（指定投資信託証券の見直しを含む。）に関する助言を受けます。

## (2)【投資対象】

a. 委託会社は、信託金を主として委託会社の指定する投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ. コマーシャル・ペーパー

ロ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、イの証券または証書の性質を有するもの

ハ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b. 委託会社は、信託金を、aに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ. 預金

ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

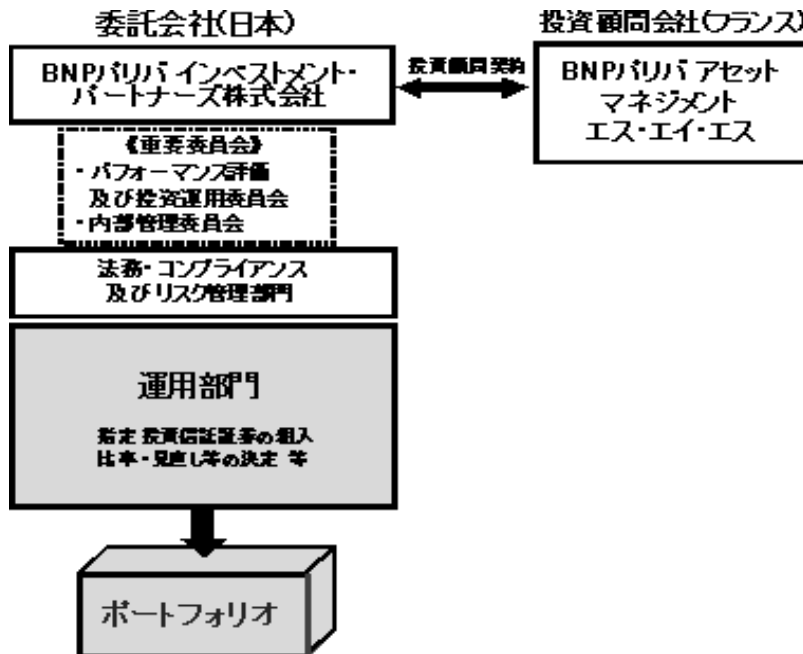
ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

c. aの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、bに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （３）【運用体制】

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の運用部門が、BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスより運用に関する助言を受け、当ファンドにおける指定投資信託証券の組入比率・見直し等を決定し、運用を行います。



#### 委託会社の運用体制

##### 運用部門（６名程度）

指定投資信託証券の組入比率・見直し、市場動向・ポートフォリオ・運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

##### パフォーマンス評価及び投資運用委員会（８名程度）

原則として月１回および随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

##### 内部管理委員会（７名程度）

原則として月１回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

##### 法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（５名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視および定期的な確認、法令およびコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

運用体制等は平成23年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### BNPパリバグループの概要（平成23年9月末現在）

**BNPパリバグループ**

BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要業務分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。欧州-地中海沿岸全域において総合的な金融業務を展開するとともに、米国においても強大な拠点網を有します。欧州で既に確固とした地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、アジアにおいても着実かつ急拡大を続けています。

日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

**BNPパリバ インベストメント・パートナーズ**

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。

800人を超える各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

投資顧問会社のBNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスは、BNPパリバグループの資産運用部門におけるフランスの本拠点であり、株式ファンドに加え、債券ファンド、ストラクチャードファンド、マネーマーケットファンド等の様々なファンドの運用を行っております。

**委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制**

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

**(4) 【分配方針】**

毎決算時（毎年8月6日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、この信託の運用の基本方針に基づいて運用を行います。

なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後自動的に無手数料で再投資されます。

**(5) 【投資制限】**

株式への投資制限（信託約款）

株式への直接投資は行いません。

外資建資産への投資制限（信託約款）

外貨建資産への投資には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限（信託約款）

同一銘柄の投資信託証券の投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

資金の借入れ（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約

代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

### 3【投資リスク】

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって、換金時に投資元本を下回ることがあります。また、収益や投資利回り等は未確定の商品です。

#### a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、外国の株式や債券等に投資を行う内外の投資信託証券など値動きのある有価証券を高位に組み入れますので、組み入れた投資信託証券等の値動きや為替市場の変動の影響により、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは、金融機関の預金と異なり元本が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。

- (1) 受益者は、当ファンドの基準価額が、市場における価格変動や為替相場の変動の影響によって、上昇したり下落したりするという点、また権利行使に制限があることに注意を要する必要があります。

以下は、主なリスクとその要因および権利行使の制限に関する説明です。

#### 市場リスク（市場における価格変動のリスク）

##### < 株式市場 >

投資する投資信託証券が実質的に組み入れる株式等の価格は、投資対象国（地域）の政治・経済情勢、金利動向、株式発行会社の業績・信用、市場の需給バランス等の影響を受け、日々変動します。当ファンドの基準価額は、その変動の影響を受けるため、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

##### < 債券市場 >

投資する投資信託証券が実質的に組み入れる公社債等の価格は、投資対象国（地域）の政治・経済情勢、金利動向等の影響を受け、日々変動します。また債券の価格は、一般的に金利が上昇した場合や、発行者の信用リスクの高まりにより価格が下落します。当ファンドの基準価額は、その変動の影響を受けるため、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

#### 為替変動リスク

外貨建の投資信託証券の投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けることとなります。外国為替相場が、投資する資産の通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。また、組み入れる投資信託証券は、海外の外貨建資産に投資するため、当該外国投資信託の価額は、各国為替相場の変動の影響を受けることとなり、当ファンドの基準価額も同様に影響を受けます。

#### カントリーリスク

当ファンドに組み入れる投資信託証券を通じて海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、当ファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- (2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

- (3) 投資信託に関する一般的なリスク

法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

短期間に相当金額の換金申込みがあった場合には、換金資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(4) 以下の記載事項は、一般的な投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

#### b. リスクの管理体制

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式を採用していますが、運用部門では、組入ファンドが各種市場環境に照らして整合性のある値動きを示しているかどうか、各ファンドが適切なリスクテイクをしているかどうか等のモニタリングを行います。また、各ファンドが適切な割合で投資されているかどうかもチェックします。業務部門では、日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。一方、法務・コンプライアンス及びリスク管理部門においては法令・諸規則、および運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的チェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

##### パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	CEO、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

##### 内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、業務部門の代表者、運用部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限 / 責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記の内容は平成23年9月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込手数料率は、2.1%（税抜2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）（5%）が含まれています。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）に際し、手数料はかかりません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率（年率）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

信託報酬の総額	支払先	配分
信託財産の純資産総額に対して 年率 1.47% (税抜1.40%)	委託会社	年率 0.6825% (税抜 0.65%)
	販売会社	年率 0.6825% (税抜 0.65%)
	受託会社	年率 0.1050% (税抜 0.10%)

各指定投資信託証券については、原則として信託報酬（運用報酬）はかかりません。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産より支弁するものとします。

信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

## (4) 【その他の手数料等】

売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および当該売買委託手数料に対する消費税等相当額については信託財産が負担します。

諸経費

信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産より支弁します。

上記の費用の他に、各指定投資信託証券においては、それぞれ以下の管理事務費用等・その他費用・ファンドに関する租税等がかかります。

指定投資信託証券	管理事務費用等
PARVEST BOND EURO GOVERNMENT X CLASS SHARE PARVEST BOND EURO X CLASS SHARE PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM X CLASS SHARE	純資産総額に対して年率0.12%
PARVEST SHORT TERM EURO X CLASS SHARE	純資産総額に対して年率0.06%
BNP Paribas L1 Equity World Consumer Durables X Class Share	純資産総額に対して年率0.30%

その他の手数料等のうち料率・上限額表示していないものについては、定時または随時に見直されるものや、投資対象ファンドの売買条件や運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限等を表示することができません。

上記(1)から(4)までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成23年9月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について



平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、20%（所得税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。

- \* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。
- \* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

#### 一部解約金、償還金について

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）の申告分離課税が適用されます。	解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

- \* 一部解約金および償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限り、）と損益通算を行うことができます。
- \* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

配当控除の適用はありません。

#### 法人の受益者に対する課税

##### 収益分配金について

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

##### 一部解約金、償還金について

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
解約価額または償還価額の個別元本超過額に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	解約価額または償還価額の個別元本超過額に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

益金不算入制度の適用はありません。

##### < 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたりません。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

##### < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「特別分配金」があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

買取については、販売会社にお問合わせください。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】（平成23年9月末現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	ルクセンブルク	14,884,762	93.71
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		999,549	6.29
合計（純資産総額）		15,884,311	100.00

\*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (2)【投資資産】（平成23年9月末現在）

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### <主要銘柄の明細>

順位	地域	銘柄	種類	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （%）
1	ルクセンブルク	PARVEST SHORT TERM EURO CLASS X	投資証券	321.451	22,904.00	7,362,807	22,938.00	7,373,689	46.42
2	ルクセンブルク	BNP PARIBAS LI EQUITY WORLD CONSUMER DURABLES CLASS X	投資証券	403.803	9,731.00	3,929,601	9,538.00	3,851,604	24.25
3	ルクセンブルク	PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM CLASS X	投資証券	204.432	17,876.00	3,654,574	17,900.00	3,659,469	23.04

\*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

##### <種類別及び業種別投資比率>

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
投資証券	外国	—	93.71
合計			93.71

\*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

### (参考情報)

当ファンドが投資している指定投資信託証券の投資資産は以下の通りです。（平成23年9月末現在）

#### PARVEST SHORT TERM EURO X CLASS SHARE

順位	国/地域	種別	種類	投資比率 （%）
1	ユーロ	BNP PARIBAS MONEY 3M IC	投資証券	5.67
2		CDN BPCE EONIA +0.69 29121	短期金融商品	4.38
3		BNP INSTICASH EUR INSTITUTIONS	投資証券	3.77
4		CDN BNP EONIA +0.35 02111	短期金融商品	2.59
5		CDN BKSCO 0% 161211	短期金融商品	2.57
6		CDN BARCL EONIA +0.51 16041	短期金融商品	2.32
7		CDN BNP EONIA +0.3 03101	短期金融商品	2.32
8		CDN CFEMU EONIA +0.53 02111	短期金融商品	2.09
9		CDN CETEL 0% 051011	短期金融商品	2.06
10		CDN CICUE 0% 021211	短期金融商品	2.06

\*投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## BNP Paribas L1 Equity World Consumer Durables X Class Share

順位	国/地域	銘柄名	種類	投資比率 (%)
1	アメリカ	AMAZON.COM INC	株式	5.39
2	アメリカ	COMCAST CORP - CLASS A	株式	3.82
3	日本	BRIDGESTONE CORP	株式	3.40
4	アメリカ	YUM! BRANDS INC	株式	3.08
5	アメリカ	DIRECTV - CLASS A	株式	2.89
6	日本	TOYOTA MOTOR CORP	株式	2.84
7	日本	SEGA SAMMY HOLDINGS INC	株式	2.76
8	アメリカ	TIME WARNER CABLE	株式	2.74
9	日本	ISUZU MOTORS LTD	株式	2.72
10	アメリカ	PETSMART INC	株式	2.70

\*投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM X CLASS SHARE

順位	国/地域	銘柄名	種類	投資比率 (%)
1	ユーロ	NIBC 3.5% 07/04/2014 EMTN	社債券	2.29
2		KFW 4.125% 04/07/2017	社債券	2.27
3		ESPAGNE 4.75% 30/07/2014	国債証券	2.02
4		CAIXA A.GALICIA 3% 03/11/2014	社債券	1.90
5		CAJA BARC. 5.125% 27/04/2016 CED.	社債券	1.76
6		CRH 2.6% 26/04/2016 EMTN	社債券	1.73
7		CRH 4.25% 25/10/2014	社債券	1.47
8		NATIXIS TV 06/07/2017 EMTN	社債券	1.47
9		CREECE 4.10% 20/08/2012	国債証券	1.34
10		LEASEPLAN 3.25% 22/05/2014 EMTN	社債券	1.33

\*投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

ファンドの各計算期間末日および平成23年9月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

			純資産総額（円）		基準価額（円）	
			（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
（第1期末）	平成16年	8月6日	55,429,839	55,986,731	9,953	10,053
（第2期末）	平成17年	8月8日	23,804,081	24,952,529	10,364	10,864
（第3期末）	平成18年	8月7日	27,119,226	28,413,306	10,478	10,978
（第4期末）	平成19年	8月6日	24,455,629	29,148,310	10,001	11,920
（第5期末）	平成20年	8月6日	29,756,679	29,756,679	9,277	9,277
（第6期末）	平成21年	8月6日	26,185,546	26,185,546	7,807	7,807
（第7期末）	平成22年	8月6日	19,452,078	19,452,078	7,081	7,081
（第7期末）	平成23年	8月8日	16,755,354	16,755,354	7,133	7,133
	平成22年	9月末	19,982,645	—	7,219	—
		10月末	19,755,305	—	7,154	—
		11月末	19,291,749	—	7,257	—
		12月末	18,295,293	—	7,099	—
	平成23年	1月末	18,102,790	—	7,317	—
		2月末	17,803,399	—	7,321	—
		3月末	18,523,034	—	7,571	—
		4月末	19,225,284	—	7,822	—
		5月末	17,588,263	—	7,559	—
		6月末	17,706,529	—	7,572	—
		7月末	17,095,451	—	7,278	—
		8月末	16,651,587	—	7,055	—
		9月末	15,884,311	—	6,697	—

\* 基準価額は1万口当たり

## 【分配の推移】

	計算期間	分配金（円）
第1期	自 平成15年8月7日 至 平成16年8月6日	100
第2期	自 平成16年8月7日 至 平成17年8月8日	500
第3期	自 平成17年8月9日 至 平成18年8月7日	500
第4期	自 平成18年8月8日 至 平成19年8月6日	1,919
第5期	自 平成19年8月7日 至 平成20年8月6日	0
第6期	自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日	0
第7期	自 平成21年8月7日 至 平成22年8月6日	0
第8期	自 平成22年8月7日 至 平成23年8月8日	0

\* 分配金は1万口当たり

## 【収益率の推移】

	計算期間	収益率（％）
第1期	自 平成15年8月7日 至 平成16年8月6日	0.5
第2期	自 平成16年8月7日 至 平成17年8月8日	9.2
第3期	自 平成17年8月9日 至 平成18年8月7日	5.9
第4期	自 平成18年8月8日 至 平成19年8月6日	13.8
第5期	自 平成19年8月7日 至 平成20年8月6日	▲7.2
第6期	自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日	▲15.8
第7期	自 平成21年8月7日 至 平成22年8月6日	▲9.3
第8期	自 平成22年8月7日 至 平成23年8月8日	0.7

\* 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

## （４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定および解約の実績は次の通りです。

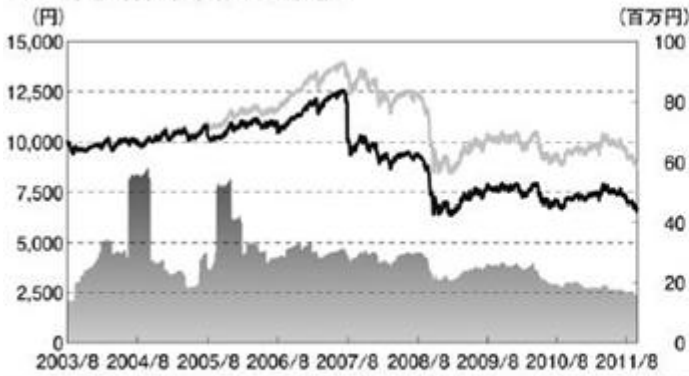
	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	自 平成15年8月7日 至 平成16年8月6日	65,706,641	10,017,357
第2期	自 平成16年8月7日 至 平成17年8月8日	18,211,428	50,931,746
第3期	自 平成17年8月9日 至 平成18年8月7日	36,667,025	33,754,389
第4期	自 平成18年8月8日 至 平成19年8月6日	7,445,803	8,873,621
第5期	自 平成19年8月7日 至 平成20年8月6日	10,506,420	2,884,107
第6期	自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日	3,454,333	1,937,794
第7期	自 平成21年8月7日 至 平成22年8月6日	2,146,893	8,218,696
第8期	自 平成22年8月7日 至 平成23年8月8日	1,586,209	5,567,231

（注1）本邦以外における設定、解約はありません。

（注2）第1期計算期間の設定口数（口）には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

< 参考情報 > 運用実績（2011年9月30日現在）

## ●基準価額・純資産の推移



— 基準価額(左軸) — 基準価額(税引前分配金込)(左軸) ■ 純資産総額(右軸)  
 ※「基準価額(税引前分配金込)」は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。  
 ※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	6,697円
純資産総額	15百万円

※基準価額は1万口当たり

## ●分配の推移

2007年 8月	1,919 円
2008年 8月	0 円
2009年 8月	0 円
2010年 8月	0 円
2011年 8月	0 円
設定来累計	3,019 円

※1万口当たり(税引前)

## ●主要な資産の状況

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

## ＜投資状況＞

資産の種類	ファンド名(国名)	純資産比率(%)
投資信託証券	PARVEST SHORT TERM EURO X CLASS SHARE(ルクセンブルク)	46.42
	BNP Paribas L1 Equity World Consumer Durables X Class Share(ルクセンブルク)	24.25
	PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM X CLASS SHARE(ルクセンブルク)	23.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6.29
合計		100.00

## ＜指定投資信託証券の組入上位10銘柄＞

## PARVEST SHORT TERM EURO X CLASS SHARE

順位	種類	国/地域	銘柄名	純資産比率(%)
1	投資証券	ユーロ	BNP PARIBAS MONEY 3M IC	5.67
2	短期金融商品		CDN BPCE EONIA +0.69 29121	4.38
3	投資証券		BNP INSTICASH EUR INSTITUTIONS	3.77
4	短期金融商品		CDN BNP EONIA +0.35 02111	2.59
5	短期金融商品		CDN BKSCO 0% 161211	2.57
6	短期金融商品		CDN BARCL EONIA +0.51 16041	2.32
7	短期金融商品		CDN BNP EONIA +0.3 03101	2.32
8	短期金融商品		CDN CFEMU EONIA +0.53 02111	2.09
9	短期金融商品		CDN CETEL 0% 051011	2.06
10	短期金融商品		CDN CICUE 0% 021211	2.06

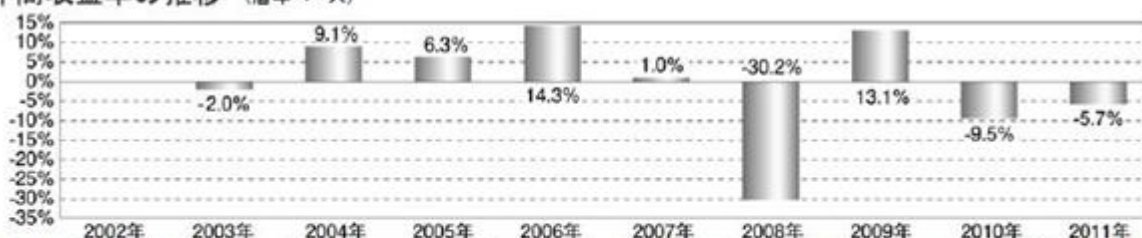
## BNP Paribas L1 Equity World Consumer Durables X Class Share

順位	種類	国/地域	銘柄名	純資産比率(%)
1	株式	アメリカ	AMAZON.COM INC	5.39
2		アメリカ	COMCAST CORP - CLASS A	3.82
3		日本	BRIDGESTONE CORP	3.40
4		アメリカ	YUM! BRANDS INC	3.08
5		アメリカ	DIRECTV - CLASS A	2.89
6		日本	TOYOTA MOTOR CORP	2.84
7		日本	SEGA SAMMY HOLDINGS INC	2.76
8		アメリカ	TIME WARNER CABLE	2.74
9		日本	ISUZU MOTORS LTD	2.72
10		アメリカ	PETSMART INC	2.70

## PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM X CLASS SHARE

順位	種類	国/地域	銘柄名	純資産比率(%)
1	社債券	ユーロ	NIBC 3.5% 07/04/2014 EMTN	2.29
2	社債券		KFW 4.125% 04/07/2017	2.27
3	国債証券		ESPAGNE 4.75% 30/07/2014	2.02
4	社債券		CAIXA A.GALICIA 3% 03/11/2014	1.90
5	社債券		CAJA BARC 5.125% 27/04/2016 CED.	1.76
6	社債券		CRH 2.6% 26/04/2016 EMTN	1.73
7	社債券		CRH 4.25% 25/10/2014	1.47
8	社債券		NATIXIS TV 06/07/2017 EMTN	1.47
9	国債証券		GREECE 4.10% 20/08/2012	1.34
10	社債券		LEASEPLAN 3.25% 22/05/2014 EMTN	1.33

## ●年間収益率の推移 (暦年ベース)



※設定日以降の収益率を表示しております。2003年は設定日(2003年8月7日)から年末までの収益率、2011年は年初から9月末までの収益率です。

※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。また、当ファンドにはベンチマークはありません。

\*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
 \*運用実績は別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

取得申込みに際し、「分配金再投資コース」または「分配金受取りコース」か、どちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコースの変更はできません。）

「分配金再投資コース」を選択された場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って、契約を締結していただきます。

お申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

お申込単位は、販売会社へお問合わせください。

お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

お申込手数料は、2.1%（税抜2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額（5%）が含まれています。

委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替市場における取引の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、追加設定のお申込みの受付けを中止または取り消しすることがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

換金のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。

換金のお申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時までとします。なお、午後3時を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

フランスまたはルクセンブルクの銀行休業日と同一日の場合には、換金のお申込みの受付けは行いません。

換金単位は1口単位とします。

解約価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》  
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社  
電話番号：0120-996-222  
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時  
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社にてお支払いしま



す。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替市場における取引の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、換金請求の受付を中止または取り消すことがあります。

の規定により換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして、の規定に準じて算定した価額とします。

買取請求の取扱いは販売会社によって異なりますので、販売会社へお問合わせください。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「オートク」）

《委託会社へのお問合わせ先》  
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社  
電話番号：0120-996-222  
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時  
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

#### (2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

原則として無期限とします。

ただし、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

#### (4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎年8月7日から翌年8月6日までです。

の規定にかかわらず、の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

信託契約の解約

以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。

- ・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、2分の1を超える受益者の反対がない場合に限り、当該

投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

- ・ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）することがあります。

- ・ 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合。
- ・ 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

当該書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、前述の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前述の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 信託約款の変更

委託会社が、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、ならびに監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときには、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することがあります。

信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の規定にしたがいます。

- ・ あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ・ この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。
- ・ 一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- ・ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨が付記されます。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 運用報告書の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間終了毎および償還時に運用報告書を作成し受益者に交付します。

#### 関係法人との契約の更改に関する事項

##### 販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づいて当ファンドの募集の取り扱い等を委託しています。当該契約の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

##### 投資顧問会社

投資顧問契約の有効期間は無期限であり、3ヵ月前の書面による通知を行うことにより終了されます。

##### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

(1) ファンドの信託契約締結当初および追加信託の当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(2) 収益分配金に対する権利

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、受益権の持ち分に応じて受取る権利を有します。

##### 「分配金再投資コース」

収益分配金は、自動けいぞく投資約款に基づき、税引き後自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### 「分配金受取りコース」

- ・ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始します。
- ・ 受益者は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 償還金に対する権利

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、換金することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

換金代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(5) 受益者集会は開催されません。

(6) 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成21年8月7日から平成22年8月6日まで）および第8期計算期間（平成22年8月7日から平成23年8月8日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】  
【BNPパリバ欧州バランス・ファンド】  
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (平成22年8月6日現在)	第8期 (平成23年8月8日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	455,706	-
コール・ローン	370,361	547,133
投資証券	18,796,787	16,345,154
流動資産合計	19,622,854	16,892,287
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	11,784	9,449
未払委託者報酬	153,161	122,818
その他未払費用	5,831	4,666
流動負債合計	170,776	136,933
負債合計	170,776	136,933
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	* <sub>1</sub> 27,470,883	* <sub>1</sub> , * <sub>2</sub> 23,489,861
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	* <sub>2</sub> 8,018,805	* <sub>3</sub> 6,734,507
（分配準備積立金）	30	46
元本等合計	19,452,078	16,755,354
純資産合計	19,452,078	16,755,354
負債純資産合計	19,622,854	16,892,287

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期	第8期
	自 平成21年 8月 7日 至 平成22年 8月 6日	自 平成22年 8月 7日 至 平成23年 8月 8日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,072	49
有価証券売買等損益	1,460,301	1,060,579
為替差損益	3,275,394	541,540
<b>営業収益合計</b>	<b>1,814,021</b>	<b>519,088</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	25,468	19,578
委託者報酬	*1 331,012	254,482
その他費用	12,613	9,668
<b>営業費用合計</b>	<b>369,093</b>	<b>283,728</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>2,183,114</b>	<b>235,360</b>
経常利益又は経常損失（ ）	2,183,114	235,360
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>2,183,114</b>	<b>235,360</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	242,519	144,320
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>7,357,140</b>	<b>8,018,805</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,809,668	1,623,664
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,809,668	1,623,664
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>530,738</b>	<b>430,406</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	530,738	430,406
分配金	*2 -	*1 -
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>8,018,805</b>	<b>6,734,507</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第7期 (自 平成21年8月7日 至 平成22年8月6日)	第8期 (自 平成22年8月7日 至 平成23年8月8日)
1. 有価証券の 評価基準及び 評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、投資証券の基準価額で評価 しております。	投資証券 同左
2. デリバティ ブの評価基準 及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき原則として、わが国に おける計算期間末日の対顧客先物相場 の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務 諸表作成のた めの基本とな る重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財 産の計算に関する規則」（平成12年総 理府令第133号）第60条及び61条に基 き処理しております。  (2) —	(1) 外貨建取引等の処理基準 同左  (2) 計算期間末日の取扱い 平成23年8月6日及びその翌日が休日 である為、当計算期間末日を平成23年8 月8日としております。このため、当計 算期間は367日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 (平成22年8月6日現在)	第8期 (平成23年8月8日現在)
*1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中解約元本額  期首元本額 33,542,686 円 期中追加設定元本額 2,146,893 円 期中解約元本額 8,218,696 円  (2) 計算期間末における受益権の総数 27,470,883 口	*1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定 元本額及び期中解約元本額  期首元本額 27,470,883 円 期中追加設定元本額 1,586,209 円 期中解約元本額 5,567,231 円  *2 計算期間末における受益権の総数 23,489,861 口
*2 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っ ており、その差額は、8,018,805円であります。	*3 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っ ており、その差額は、6,734,507円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)



第7期 (自 平成21年8月7日 至 平成22年8月6日)	第8期 (自 平成22年8月7日 至 平成23年8月8日)
*1 信託財産の運用に関する助言に要する費用として委託者報酬の中から支弁している額  55,150円	—
*2 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（18円）、及び分配準備積立金（30円）より分配対象収益は48円（1万口当たり0.01円）であります。分配方針により分配を行っておりません。	*1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（20円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（18円）、及び分配準備積立金（26円）より分配対象収益は61円（1万口当たり0.01円）であります。分配方針により分配を行っておりません。

## （金融商品に関する注記）

## I. 金融商品の状況に関する事項

	第7期 (自 平成21年8月7日 至 平成22年8月6日)	第8期 (自 平成22年8月7日 至 平成23年8月8日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資証券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金融債権及び金融債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク、投資銘柄の集中リスクを有しております。当ファンドが行うデリバティブ取引については、信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の日貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資証券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金融債権及び金融債務であります。これらは、価格変動リスク、カントリーリスク、投資銘柄の集中リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。当ファンドが行うデリバティブ取引については、信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の日貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左



## II. 金融商品の時価等に関する事項

	第7期 (平成22年8月6日現在)	第8期 (平成23年8月8日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	(1) 有価証券 同左
	(2) デリバティブ取引 —	(2) デリバティブ取引 —
	(3) 上記以外の金融商品 コールローン等の金融債権及び金融債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左

## (有価証券に関する注記)

第7期（平成22年8月6日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投 資 証 券	1,045,136
合 計	1,045,136

第8期（平成23年8月8日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投 資 証 券	874,228
合 計	874,228

## (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (一口当たり情報)

第7期 (平成22年8月6日現在)		第8期 (平成23年8月8日現在)	
一口当たり純資産額	0.7081 円	一口当たり純資産額	0.7133 円
(一万口当たり純資産額)	(7,081 円)	(一万口当たり純資産額)	(7,133 円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量 (口)	評価額		邦貨換算評価額 (円)
				単価	金額	
投資証券	米ドル	BNP PARIBAS L1 EQUITY WORLD CONSUMER DURABLES X share	403.803	126.960	51,266.82	4,004,451
		米ドル 小計	403.803	-	51,266.82	4,004,451
	ユーロ	PARVEST SHORT TERM EURO X share	204.432	171.710	35,103.01	3,926,623
		PARVEST EURO MEDIUM TERM BOND X share	341.903	220.003	75,219.75	8,414,080
	ユーロ 小計	546.335	-	110,322.76	12,340,703	
投資証券 合計			-	-	-	16,345,154
合計			-	-	-	16,345,154

(注1) 投資証券における額面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

(注2) 通貨の表示に関しては、その通貨の表記単位で表示しております。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券1銘柄	100.0%	24.5%
ユーロ	投資証券2銘柄	100.0%	75.5%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「Parvest Equity Global Brands X share」投資証券、「Parvest Short Term EURO X share」投資証券及び「Parvest Bond Euro Medium Term X share」投資証券を主要投資対象としており、当ファンドの貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はすべてこれらの投資証券です。これら投資証券は、ルクセンブルクの法律に基づき設立された会社型投資信託であり、平成23年2月28日に会計年度を終了し、添付の財務書類はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「損益および純資産変動計算書」および「保有明細表」は、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社がBNP Paribas Investment Partners Luxembourgより入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

これらの投資証券の状況は、次の通りです。

なお、以下に掲載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

「純資産計算書」

<b>純資産計算書</b> 2011年2月28日現在	PARVEST EQUITY GLOBAL BRANDS	PARVEST SHORT TERM EURO	PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM
<b>資産</b>	(USD)	(EUR)	(EUR)
投資有価証券時価評価額	30,114,044	1,228,003,956	889,386,289
銀行預金	541,222	—	1,002,025
未収配当金及び未収利息	19,048	1,334,565	14,469,990
為替・金利スワップに係る未収金	—	1,760	700,038
金融商品に係る未実現利益	—	—	695,715
その他未収金	—	565,151	10,873
資産合計	30,674,314	1,229,905,432	906,264,930
<b>負債</b>			
当座借越	—	68,650,191	—
未払費用	44,312	330,943	586,528
未払配当金及び未払利息	—	7	—
為替・金利スワップに係る未払金	—	2,308	69,444
金融商品に係る未実現損失	—	—	—
負債合計	44,312	68,983,449	655,972
<b>純資産額</b>	30,630,002	1,160,921,983	905,608,958
2011年2月28日現在の株数(Xクラスシェア)	143.540	131,037.090	248.430
<b>一株当たり純資産額(Xクラスシェア)</b>			
2011年2月28日現在	379.39	218.85	171.11
2010年2月28日現在	278.89	217.43	170.13
2009年2月28日現在	176.05	215.27	153.47

「損益および純資産変動計算書」

利益および純資産変動計算書 2011年2月28日	PARVEST EQUITY GLOBAL BRANDS	PARVEST SHORT TERM EURO	PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM
<b>収益</b>	(USD)	(EUR)	(EUR)
配当金及び純利息	313,711	10,032,600	33,763,662
その他の収益	2,190	101,088	293,101
<b>収益合計</b>	315,901	10,133,688	34,056,763
<b>費用</b>			
投資顧問報酬	314,911	2,941,198	4,595,813
保管費用	10,406	249,012	258,758
管理事務費用	17,954	275,469	756,293
登録税	11,309	128,948	479,831
銀行手数料	-	-	-
銀行支払利息	120	4,471	-
支払外国税及び諸税	-	-	-
雑費	52,891	1,021,779	1,829,755
<b>費用合計</b>	407,591	4,620,877	7,920,450
<b>投資純利益(純損失)</b>	(91,690)	5,512,811	26,136,313
有価証券並びにオプションの売却に係る実現純利益(純損失)	1,107,456	77,194	6,528,005
その他実現純利益(純損失)	336,635	(14,299)	6,886,077
<b>当期実現純利益(純損失)</b>	1,352,401	5,575,706	39,550,395
投資有価証券に係る未実現評価純利益(純損失)の変動	4,689,952	(641,056)	(37,289,956)
金融商品に係る未実現評価純利益(純損失)の変動	-	-	(3,962,519)
<b>運用による純資産額の変動</b>	6,042,353	4,934,650	(1,702,080)
当年度中の総発行額	26,255,881	1,085,217,903	589,383,948
当年度中の総買戻し額	(19,622,966)	(1,337,546,465)	(626,188,125)
支払配当金	(982)	(298,664)	(1,598,122)
<b>期首純資産</b>	17,955,716	1,408,614,559	945,713,337
<b>期末純資産</b>	30,630,002	1,160,921,983	905,608,958

「保有明細表」

PARVEST EQUITY GLOBAL BRANDS		2011年2月28日現在		
銘柄名	株数	時価 USD	純資産 比率(%)	業種
<b>【譲渡可能な上場又はその他規制市場取引の有価証券及び金融商品】</b>				
<b>株式</b>				
VALEO	9,729	606,041	1.97	自動車・自動車部品
BRIDGESTONE	1	20	0	自動車・自動車部品
DENSO	1	37	0	自動車・自動車部品
AUTOLIV	5,297	396,692	1.30	自動車・自動車部品
DAIMLER	12,510	882,083	2.88	自動車工業
VOLKSWAGEN PRIV.	3,394	576,130	1.88	自動車工業
HONDA MOTOR	9,700	419,706	1.37	自動車工業
ISUZU MOTORS	138,000	618,162	2.02	自動車工業
MINI	1	1	0	自動車工業
NISSAN MOTOR	64,400	656,341	2.14	自動車工業
SUZUKI MOTOR	1	24	0.00	自動車工業
TOYOTA MOTOR	34,800	1,622,557	5.31	自動車工業
HYUNDAI MOTOR	3,346	527,699	1.72	自動車工業
FORD MOTOR	18,697	281,390	0.92	自動車工業
GENERAL MOTORS	15,478	518,977	1.69	自動車工業
ESPRIT HOLDINGS	2	10	0	卸売業
LI FUNG	94,000	572,025	1.86	卸売業
GENUINE PARTS	9,047	476,686	1.56	卸売業
TABCORP HOLDINGS	1	8	0	娯楽
TATTS GROUP	1	2	0	娯楽
PANASONIC	1	13	0	家電
SONY	24,000	876,749	2.86	家電
COACH	7,902	433,978	1.42	繊維・アパレル
NIKE CL.B	9,360	833,321	2.72	繊維・アパレル
SHANGRI LA ASIA	1	2	0	ホテル・宿泊
WYNN MACAU	179,600	486,517	1.59	ホテル・宿泊
LAS VEGAS SANDS	13,927	649,555	2.12	ホテル・宿泊
MARRIOTT INTERNATIONAL CL.A	16,811	659,160	2.15	ホテル・宿泊
DENA	13,400	516,014	1.69	インターネット
AMAZON COM	1	173	0	インターネット
SEGA SAMMY	27,200	616,507	2.01	レジャー
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	11,742	514,182	1.68	レジャー
FAIRFAX MEDIA	1	1	0	メディア
CABLEVISION SYST.NY GRP CL.A	11,815	435,383	1.42	メディア
CBS CL.B	36,354	867,406	2.83	メディア
COMCAST CL.A	2,570	66,203	0.22	メディア
DIRECTV CL.A	22,111	1,016,443	3.32	メディア
DISNEY WALT-DISNEY	21,047	920,596	3.01	メディア
TIME WARNER	12,025	459,355	1.50	メディア
TIME WARNER CABLE	9,985	720,717	2.35	メディア
VIACOM CL.B	19,630	876,676	2.86	メディア
APOLLO GROUP CL.A	1	45	0	商業サービス
LVMH MOET HENNESSY VUITTON	5,030	793,745	2.59	コングロマリット
VIRGIN MEDIA	15,716	428,104	1.40	通信
GIE FINANCIERE RICHEMONT	12,387	708,345	2.32	小売
INDITEX	7,829	567,272	1.85	小売
PPR	3,744	568,833	1.86	小売
MARKS SPENCER GROUP NEW	1	6	0	小売
FAST RETAILING	1	156	0	小売
ABERCROMBIE AND FITCH CL.A	7,450	427,407	1.40	小売
BED BATH AND BEYOND	1	48	0.00	小売
DARDEN RESTAURANTS	12,647	596,053	1.95	小売
FOOT LOCKER	30,540	606,830	1.98	小売
GAP	1	37/82	0	小売
HOME DEPOT	13,760	515,587	1.68	小売
UNITED BRANDS	11,000	271,050	1.00	小売



PARVEST SHORT TERM EURO			2011年2月28日現在		
銘柄名	利率 %	額面/数量	時価 EUR	償還日	純資産 比率(%)
<b>【マネー・マーケット商品(2002年12月20日付ルクセンブルグ法41条-h)項による】</b>					
<b>譲渡性債券証券</b>					
MICHELIN	zc	20,000,000	19,986,241	2011/3/10	1.72
ABBAY NATIONAL TREASURY	zc	20,000,000	19,946,640	2011/5/16	1.72
BANCO SANTANDER	zc	15,000,000	14,951,372	2011/4/27	1.29
BANCO SANTANDER	zc	10,000,000	9,966,723	2011/5/16	0.86
BANK OF CHINA	zc	15,000,000	14,950,105	2011/5/23	1.29
BANK OF SCOTLAND	EONIA +0.25	20,000,000	20,000,000	2011/5/17	1.72
BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL	EONIA +0.11	20,000,000	20,000,000	2011/5/2	1.72
BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL	EONIA +0.4	20,000,000	20,008,986	2011/6/1	1.72
BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL	EONIA +0.2	20,000,000	20,000,000	2011/3/1	1.72
BANQUE POPULAIRE	EONIA +0.36	10,000,000	10,003,208	2011/8/9	0.86
BANQUE POPULAIRE	EONIA +0.43	10,000,000	10,005,052	2011/5/4	0.86
BARCLAYS BANK	zc	10,000,000	9,979,038	2011/3/15	0.86
BARCLAYS BANK	EONIA +0.42	15,000,000	15,009,391	2011/7/28	1.29
BBVA SA	zc	20,000,000	19,940,162	2011/3/10	1.72
BBVA SA	zc	5,000,000	4,984,239	2011/4/18	0.43
BNP PARIBAS	zc	20,000,000	19,959,622	2011/3/23	1.72
BNP PARIBAS FORTIS	zc	20,000,000	19,945,244	2011/4/1	1.72
BPCE	EONIA +0.6	20,000,000	20,013,719	2011/5/3	1.72
BPCE	EONIA +0.54	15,000,000	15,009,881	2011/5/13	1.29
BPCE	zc	15,000,000	14,954,505	2011/4/8	1.29
CAISSE CENTRALE DU CREDIT MUTUEL	EONIA +0.4	19,000,000	19,008,537	2011/6/1	1.64
CAISSE REGIONALE	EONIA +0.43	5,000,000	5,003,129	2011/8/12	0.43
CIC ET UNION EUROPEENNE	EONIA +0.11	20,000,000	20,000,000	2011/5/2	1.72
CIC ET UNION EUROPEENNE	EONIA +0.4	30,000,000	30,013,479	2011/6/1	2.60
CIC ET UNION EUROPEENNE	EONIA +0.2	20,000,000	20,000,000	2011/3/1	1.72
COMPAGNIE FINANCIERE DU CREDIT MUTUEL	EONIA +0.53	30,000,000	30,014,279	2011/11/2	2.60
CRCAM	EONIA +0.595	9,000,000	9,011,309	2012/1/25	0.78
CRCAM ANJOU MAINE	EONIA +0.37	25,000,000	25,000,000	2011/8/29	2.16
CREDIT AGRICOLE	EONIA +0.17	20,000,000	20,000,000	2011/6/1	1.72
CREDIT AGRICOLE	EONIA +0.42	25,000,000	25,012,509	2011/9/1	2.16
CREDIT AGRICOLE	EONIA +0.14	20,000,000	20,000,000	2011/3/1	1.72
CREDIT AGRICOLE	EONIA +0.4	10,000,000	10,003,976	2011/5/2	0.86
CREDIT FONCIER	EONIA +0.07	15,000,000	15,000,000	2012/2/15	1.29
CREDIT LYONNAIS	EONIA +0.55	21,000,000	21,023,783	2011/10/3	1.81
DEXIA CREDIT LOCAL	EUR3M-FRN	15,000,000	15,000,000	2011/8/12	1.29
ING BANK N.V	EONIA +0.4	20,000,000	20,003,513	2011/8/16	1.72
INTESA SANPAOLO	EONIA +0.34	20,000,000	20,009,103	2011/6/10	1.72
INTESA SANPAOLO	EONIA +0.27	20,000,000	20,000,341	2011/4/8	1.72
LLOYDS TSB BANK	zc	20,000,000	19,951,108	2011/3/10	1.72
LLOYDS TSB BANK	EONIA +0.36	5,000,000	5,000,960	2011/4/26	0.43
NATEXIS BANQUE	EONIA +0.43	15,000,000	15,003,158	2011/4/12	1.29
N.E.(CSSE REG.CRED)	EONIA +0.59	7,000,000	7,008,512	2012/1/19	0.60
NORMANDIE(CRCAM)	EONIA +0.37	10,000,000	10,000,000	2011/8/29	0.86
PAS DE CAL(CAIS.R)	zc	20,000,000	19,959,562	2011/4/5	1.72
ROYAL BANK OF SCOTLAND	EONIA +0.41	15,000,000	15,005,873	2011/5/13	1.29
SOCIETE GENERALE	EONIA +0.02	12,500,000	12,500,000	2011/3/1	1.08
BMW FINANCE N.V.	zc	13,000,000	12,972,441	2011/4/18	1.12
BMW FINANCE N.V.	zc	20,000,000	19,947,860	2011/3/23	1.72
ANTALIS	zc	30,000,000	29,975,541	2011/3/9	2.58
SAINT GOBAIN	zc	20,000,000	19,971,787	2011/4/11	1.72

SEB.S.A.	zc	20,000,000	19,949,107	2011/5/9	1.72
CREDIT MUTUEL MAINE ANJOU	EONIA +0.39	16,000,000	16,002,578	2011/12/18	1.38
KLEPIERRE	zc	10,000,000	9,977,049	2011/3/29	0.86
FRANCE - EMPRUNT D'ETAT -BTF-	zc	5,100,000	5,094,953	2011/3/17	0.44
OSEO FINANCEMENT	zc	10,000,000	9,979,785	2011/3/16	0.86
BNP PARIBAS PERSON	EONIA +0.22	16,000,000	16,002,016	2011/5/4	1.38
BNP PARIBAS PERSON	zc	20,000,000	19,959,118	2011/3/23	1.72
COFIDIS	EONIA +0.34	10,000,000	10,001,169	2011/4/19	0.86
CREDIT AGRICOLE	EONIA +0.38	15,000,000	15,005,649	2011/8/16	1.29
NORD EUROPE(CSE)	EONIA +0.6	5,000,000	5,003,553	2012/1/19	0.43
NORD EUROPE(CSE)	EONIA +0.61	10,000,000	10,007,288	2012/2/9	0.86
PSA FINANCE BANQUE	zc	12,000,000	11,966,482	2011/3/14	1.03
SOFINCO	EONIA +0.43	30,000,000	30,016,552	2011/9/1	2.59
SOFINCO	EONIA +0.34	12,000,000	12,002,935	2011/4/13	1.03
DEUTSCHE TELEKOM	zc	20,000,000	19,993,235	2011/3/4	1.72
TELEFONICA EUROPE	zc	25,000,000	24,936,694	2011/3/22	2.15
TELEFONICA EUROPE	zc	20,000,000	19,971,683	2011/3/7	1.72
<b>【セキュリティ・レンディング】</b>					
<b>譲渡性債務証券</b>					
FRANCE - EMPRUNT D'ETAT -BTF-	zc	14,900,000	14,885,256	2011/3/17	1.28
<b>【その他譲渡可能な有価証券及び金融商品】</b>					
<b>公社債</b>					
UNICREDIT BANK IRELAND PLC	FLR	10,000,000	10,000,100	2011/7/13	0.86
<b>【その他投資証券】</b>					
BNP PARIBAS EONIA PRIME I		52	29,539,252	-	2.54
KLE EONIA PRIME		6,692	66,694,614	-	5.75
<b>投資有価証券合計</b>			<b>1,228,003,956</b>		<b>105.78</b>

**【金利スワップ契約残高】**

2011/2/28現在

貸付額面	通貨	受取レート	取引相手先	未收利息	償還日
借入額面		支払レート	原資産	支払利息	
14,950,116	EUR	EONIA	SOCIETE GENERALE	0	2011/5/23
14,950,116		0.794		0	

PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM				2011年2月28日現在	
銘柄名	利率 %	額面/数量	時価 EUR	償還日	純資産 比率(%)
<b>【譲渡可能な上場又はその他規制市場取引の有価証券及び金融商品】</b>					
<b>公社債</b>					
ABN AMRO BANK	3.750	9,000,000	9,245,970	2014/7/15	1.02
ALLIED IRISH BANKS P.L.C	3.250	6,000,000	5,280,600	2013/2/4	0.58
ALLIED IRISH BANKS P.L.C	4.000	2,000,000	1,541,620	2015/3/19	0.17
BANCO ESPANOL	2.750	2,000,000	1,975,360	2012/9/7	0.22
BANCO PASTOR	3.000	5,000,000	4,980,050	2012/3/2	0.55
BANK OF AMERICA	4.625	400,000	394,352	2017/8/7	0.04
BANK OF SCOTLAND	FLR	2,000,000	1,700,020	2016/3/29	0.19
BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL	FLR	11,050,000	10,720,599	2016/12/19	1.18
BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL	FLR	2,900,000	2,778,287	2017/5/21	0.31
BANQUE POSTALE	FLR	600,000	585,330	2016/12/12	0.06
BARCLAYS BANK	FLR	2,000,000	1,998,120	2016/4/20	0.22
BNG NV BANK NEDERLANDSE GEMEENTE	3.875	3,995,000	4,135,145	2013/2/21	0.46
BNP PARIBAS	FLR	3,000,000	3,137,100	2014/7/15	0.35
BNP PARIBAS	FLR	6,000,000	5,915,880	2016/10/17	0.65
BNP PARIBAS	2.875	2,800,000	2,748,060	2015/7/13	0.30
BNP PARIBAS PUBLIC SECTOR	3.625	6,396,000	6,551,998	2014/6/16	0.72
CAIXA CATALUNYA	3.000	1,500,000	1,412,130	2014/10/29	0.16
CAIXA GENERAL DE DEPOSITOS EMTN	4.625	2,000,000	1,974,100	2012/6/28	0.22
CAJA AHORROS MONTE MADRID	3.625	10,000,000	8,814,600	2016/10/5	0.97
CAJA AHORROS DE VALENCIA	3.125	11,500,000	10,808,965	2015/1/21	1.19
CAJA DE AHORROS GALICIA	3.000	18,000,000	16,967,160	2014/11/3	1.87
CAJA MADRID	3.875	9,050,000	8,869,996	2013/11/30	0.98
COMPAGNIE FINANCIERE DU CREDIT MUTUEL	5.375	2,000,000	2,013,320	2011/5/9	0.22
CREDIT AGRICOLE SA	5.100	3,000,000	3,062,370	2012/1/30	0.34
DANSKE BANK	6.000	500,000	506,015	2016/3/20	0.06
DEUTSCHE PFANDBRIEFBANK AG	3.125	5,400,000	5,410,638	2014/9/15	0.60
DEXIA C.L.F	5.375	2,600,000	2,659,982	2014/7/21	0.29
DEXIA C.L.F	FLR	3,000,000	2,436,489	2017/7/9	0.27
DEXIA CREDIT LOCAL	2.625	10,000,000	9,950,500	2014/1/21	1.10
DUESSELDORFER HYPOBANK	1.875	4,000,000	3,965,440	2013/12/13	0.44
FORTIS BANK	FLR	5,000,000	4,659,735	2018/2/14	0.51
FORTIS BANK	FLR	4,100,000	3,905,824	2017/1/17	0.43
FORTIS BANK	FLR	2,500,000	2,423,050	2016/6/21	0.27
FORTIS BANK NEDERLAND	4.000	3,000,000	3,025,410	2015/2/3	0.33
FORTIS BANK NEDERLAND	3.375	19,750,000	20,288,384	2014/5/19	2.24
FORTIS BANK NEDERLAND	3.000	10,000,000	10,157,900	2012/4/17	1.12
HSBC	4.875	5,150,000	5,414,864	2014/1/15	0.60
HSBC FRANCE	5.750	2,600,000	2,777,242	2013/6/19	0.31
ING BANK	3.375	4,000,000	4,104,360	2014/3/3	0.45
ING BANK NV	5.500	5,000,000	5,100,800	2012/1/4	0.56
INSTITUT CREDITO OFICIAL	3.750	3,000,000	2,865,060	2015/7/28	0.32
INSTITUT CREDITO OFICIAL	4.125	3,000,000	2,796,120	2017/9/28	0.31
INTESA SANPAOLO	5.750	6,000,000	5,990,400	2018/5/28	0.66
INTESA SANPAOLO	2.625	1,000,000	993,110	2012/12/4	0.11
JPMORGAN CHASE	6.125	2,600,000	2,817,386	2014/4/1	0.31
KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	3.125	5,000,000	5,126,800	2014/2/25	0.57
KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	3.500	4,000,000	4,137,760	2015/7/4	0.46
KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	4.375	10,000,000	10,583,200	2013/10/11	1.17
KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU(CV)	3.125	1,700,000	1,721,573	2016/7/4	0.19
NATIXIS	FLR	261,000	254,626	2016/4/11	0.03



NATIXIS BANQUE	FLR	8,000,000	7,703,720	2017/1/26	0.85
NATIXIS BANQUE	FLR	12,000,000	11,337,600	2017/7/6	1.25
NEDERLANDSE WATERS	4.250	6,000,000	6,293,101	2013/11/21	0.69
NIBC BANK N.V.	3.500	20,000,000	20,631,598	2014/4/7	2.29
NORDEA BANK	6.250	700,000	734,937	2018/9/10	0.08
RABOBANK	4.125	3,000,000	2,955,450	2020/1/14	0.33
RABOBANK NEDERLAND	4.375	7,000,000	7,247,451	2016/5/5	0.80
RES GROUP	5.380	1,400,000	1,358,378	2019/9/30	0.15
ROYAL BANK OF CANADA	4.500	5,700,000	5,922,870	2012/11/5	0.65
SANTANDER ISSUANCES	FLR	2,000,000	1,874,820	2017/3/23	0.21
SFEF	3.250	5,847,000	6,004,694	2014/1/16	0.66
SOCIETE GENERALE	FLR	10,183,000	10,088,807	2016/3/15	1.11
SOCIETE GENERALE SCF	4.000	600,000	620,766	2016/7/7	0.07
UNICREDITO ITALIANO	4.250	6,150,000	6,145,388	2016/7/29	0.68
UNIT CREDITO ITALIANO S.P.A	6.000	4,000,000	4,004,280	2011/3/16	0.44
BMW FINANCE	4.000	2,600,000	2,691,546	2014/9/17	0.30
SUEZ	4.875	650,000	687,557	2014/4/8	0.08
NAT.GRID ELECT.	6.625	1,600,000	1,765,808	2014/1/28	0.19
VANTTENFALL	5.750	1,300,000	1,405,924	2013/12/5	0.16
SAINT-GOBAIN	8.250	9,000	10,440	2014/7/28	0.00
SAINT-GOBAIN	6.000	750,000	802,170	2013/5/20	0.09
OMEGA CAPITAL	FLR	2,000,000	1,909,546	2014/6/20	0.21
KLEPIERRE	4.000	900,000	886,491	2017/4/13	0.10
LAFARGE	4.250	800,000	772,520	2016/3/23	0.09
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND INDEXED	1.750	5,346,000	5,908,800	2020/4/15	0.65
FADE	5.000	2,500,000	2,507,950	2015/6/17	0.28
FONDO REESTRORD	4.500	2,300,000	2,312,857	2014/2/3	0.26
FONDO REESTRORD.B	3.000	1,000,000	942,560	2014/11/19	0.10
KINGDOM OF SPAIN	3.800	39,000	37,330	2017/1/31	0.00
NEDERLAND-EMPRUNT D'ETAT-	4.000	1,000,000	1,067,450	2016/7/15	0.12
PARPUBLICA - PARTICIP.PUBLICASOBL	3.500	7,100,000	6,557,844	2013/7/8	0.72
PORTUGAL	4.375	9,500,000	8,971,420	2014/6/16	0.99
PORTUGAL	5.000	14,500,000	14,610,055	2012/6/15	1.61
PORTUGAL	6.400	7,400,000	7,180,294	2016/2/15	0.79
REPUBLIC OF GREECE	4.300	2,000,000	1,856,000	2012/3/20	0.20
REPUBLIC OF GREECE	4.100	27,300,000	24,242,399	2012/8/20	2.69
REPUBLIC OF GREECE	4.500	5,000,000	3,640,650	2014/5/20	0.40
REPUBLIC OF GREECE	6.500	4,000,000	3,169,720	2014/1/11	0.35
REPUBLIC OF GREECE	4.600	9,250,000	7,605,350	2013/5/20	0.84
REPUBLIC OF ITALY	3.500	500,000	501,855	2014/6/1	0.06
REPUBLIC OF ITALY	4.500	3,000,000	3,003,720	2019/3/1	0.33
SWEDISH EXPORT CREDIT CORP.	3.625	11,000,000	11,338,581	2014/5/27	1.25
BP CAPITAL MARKETS PLC	3.100	3,500,000	3,504,340	2014/10/7	0.39
PFIZER	4.750	1,250,000	1,333,475	2016/6/3	0.15
C.E.E	3.625	4,200,000	4,337,130	2016/4/6	0.48
C.E.E	2.375	4,300,000	4,102,071	2017/9/22	0.45
C.E.E	3.250	6,000,000	6,154,081	2014/11/7	0.68
BNP PARIBAS	4.750	8,000,000	8,399,440	2013/5/28	0.93
CAISSE CENTRALE CREDIT IMMOBILIER FRANCE	3.750	4,100,000	4,054,449	2015/1/22	0.45
CREDIT AGRICOLE COV BOND	2.625	4,000,000	3,984,560	2014/1/28	0.44
CREDIT LOGEMENT	FLR	7,100,000	6,831,833	2017/6/15	0.75
CRH	5.000	2,300,000	2,441,887	2013/10/25	0.27
CRH	4.250	5,500,000	5,749,370	2014/10/25	0.63
CRH-CAISSE REFINANCEMENT HABITAT-	4.100	1,500,000	1,555,485	2015/10/25	0.17
IRISH LIFE & PERMANENT	4.000	10,800,000	8,279,280	2015/3/10	0.91
LEASEPLAN CORPORATION N.V.	3.250	11,700,000	11,955,762	2014/5/22	1.32
SANTANDER	5.625	2,000,000	2,050,980	2012/2/14	0.23
VAUBAN MOBILES	3.750	4,000,000	4,056,400	2013/7/29	0.45
FRANCE TELECOM	5.250	1,280,000	1,375,258	2014/5/22	0.15

**セキュリティ・レンディング****公社債**

BANK OF AMERICA	4.625	2,100,000	2,070,348	2017/8/7	0.23
BBVA SUBORDINATED CAPITAL SA	FLR	3,000,000	2,771,520	2017/4/3	0.31
BNG NV BANK NEDERLANDSE GEMEENTE	4/875	1,000,000	1,035,080	2013/2/21	0.11
BNP PARIBAS PUBLIC SECTOR	3.625	1,604,000	1,643,121	2014/6/16	0.18
CAJA AHORROS DE VALENCIA	3.000	3,300,000	3,074,843	2014/10/27	0.33

## [先物契約残高]

2011/2/28現在

通貨	売買	数量	銘柄名	評価単価	未実現損益	評価額
EUR	買	973	BOBL DTB FUT. 5YRS 03/11	117.180	(1,381,290)	114,016,140
EUR	売	332	SCHATZ DTB 2YRS FUT.03/11	108.060	355,240	(35,875,920)

資産項目の銀行預金は、先物取引契約に係る証拠金としてブローカー名義のEUR992,460を含みます。

## 重要な会計方針

## 1) 様々なサブファンドを包括した財務書類

パーベットの財務書類（連結）は、ユーロ以外の通貨建てのサブファンドの財務書類を、会計年度末時点の為替レートで換算することによりユーロ建てで表示されている。

## 2) 為替換算

各サブファンドの会計帳簿は、その純資産総額を表示する通貨で管理され、それぞれの財務書類はその通貨で表示されている。サブファンド通貨以外の通貨建て有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで当該通貨に換算されている。サブファンド通貨以外の通貨建て収益及び費用については、発生日における実勢為替レートで当該通貨に換算されている。年度末に、各サブファンド通貨以外の通貨建て有価証券の時価評価額（以下に記載の方法により決定される。）、債権、銀行預金、及び債務は、年度末における実勢為替レートで当該通貨に換算されている。有価証券の時価評価額、債権、銀行預金、及び債務に係る為替差損益は、会計年度の収支に含まれている。

## 3) 財務書類の開示

財務書類は、会計年度に算出された直近の純資産総額に基づき表示されている。

純資産総額は、目論見書にしたがって、算出時点に知り得る直近の為替レートで計算されている。報告日の投資有価証券の評価は、2011年2月28日の株式時価ならびに為替レートをを用いている。この原則は、すべてのサブファンドに一樣に適用されている。また、特定の流動性のない有価証券の評価については、通知期間後のみ取得されるため、実質的に会計年度末の純資産総額に2011年2月28日の時価を用いることが不可能であるが、これらの純資産総額は年度決算上の純資産総額と著しい違いはないものとしている。

## 4) 投資有価証券の評価

公認の証券取引所に上場されているまたは定期的取引が行われ且公開されているその他の規制ある市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の市場終値で評価される。また、係る市場が複数ある場合、当該有価証券の主要市場において入手可能な直近の市場終値で評価される。入手した価格が投資有価証券の公正価値を反映していない場合は、ファンドの取締役会が慎重かつ誠実に評価する予想処分価値を基に評価が行われる。

公認の証券取引所に上場されていないまたはその他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、慎重かつ誠実に評価する予想処分価値を基に評価が行われる。

取締役会は、2007年8月28日に、PARVEST BOND WORLD ABS サブファンドに含まれる一部の資産について、「公正価値評価方法」を採用することを決定した。この「公正価値評価方法」を採用することにより、ABX指標、ブローカー、データベース、社内価格評価モデルなどの様々な情報や価格ソースを用いて、特定の資産を日々評価することが可能になる。

2011年2月28日時点において、PARVEST BOND WORLD ABS サブファンドのポートフォリオ中24.49%が、この「公正価値評価方法」に基づいて評価されている。これらの有価証券は、サブファンドのポートフォリオにおいて、アスタリスクマーク(\*)で識別されている。

PARVEST BOND WORLD ABS サブファンド(17.84%)における一部の有価証券の評価については、「公正価値評価方法」ではなく、気配値のみに基づいている。2011年2月28日時点で、現在の市場状況下では非流動的であると見なされたこれらすべての有価証券について、アスタリスクマーク二つ(\*\*)で識別している。

これらの有価証券については、目論見書に記述されている原則に従った一貫した評価過程が適用されてい

てもなお、前述の有価証券を実際に売却した場合に評価差異がある可能性がある。

#### 5) 変動利付の譲渡可能債等の評価

変動利付の譲渡可能債等は、額面で組入資産に含まれている。経過利息並びに取得価格と額面の差の日割り計算は、「純資産計算書」の未収配当金及び未収利息、並びに「損益および純資産変動計算書」の配当金及び純利息に含まれている。

#### 6) 為替予約の評価

会計年度末における未決済の外国為替予約は、その為替取引の決済日までの残存期間に対応する為替予約レートにより評価される。取引が成立した時点より未実現損益は認識される。

通貨毎の持高を算定するにあたり、為替予約残高は、その残存期間に対応する為替予約レートによって換算される。

#### 7) 金融商品の評価

金融先物取引は、入手可能な直近の市場価格で評価されている。その他の金融商品は、評価日において市場において提示される清算可能価格で評価される。実現損益および未実現損益は、損益および純資産変動計算書に含まれる。金融商品に係る通貨別持高の算定にあたっては、その残高は会計年度末の実勢為替レートで換算されている。

指数先物取引の原資産証券は、契約額面総額で計算され、投資有価証券の後に表示されている。

#### 8) クレジットデフォルトスワップの評価

クレジットデフォルトスワップの評価は、プロテクションスワップとプレミアムスワップの価格を比較することによって決定する。プレミアム価格は、将来のプレミアムをリスク調整後の割引率で割り引くことによって求められる。プロテクション価格は、取引契約に内在する予想損失額の現在価値である。予想損失額を算出するのに使用されるデフォルト確率は、市場スワップレート期間構造から計算される。市場スワップレートは、代表的な市場のカウンターパーティから提供される。

#### 9) トータルリターンスワップ及びパフォーマンススワップの評価

ファンドは、スワップ（トータルリターンスワップ）及びパフォーマンススワップの契約を交わすことができる。この契約では、一方又は双方がアセットバスケット、インデックス等によって生じたリターンを支払うこととなる。支払額は、具体的な証券価格や証券指数、あるいは金融商品の所定の名目価格を参照することにより算出される。原資産は、譲渡可能な有価証券又は金融商品でなくてはならず、また指数については、規制市場から得られるものでなくてはならない。これらのトータルリターンスワップの評価は、常に原資産の直近の評価と取引成立時の評価との差額を反映している。

原資産の詳細については、BNP Paribas Investment Partners Luxembourgから開示可能である。

#### 10) オプション取引の表示

先物契約に係るオプション取引については、プレミアムが支払われていないときは、投資有価証券の最後に、「先物取引契約」の標題で分類されている。これらのオプション取引に係る原資産については、投資有価証券の最後に、行使価格の合計額を表示している。

それ以外のオプション取引は、「オプション」の標題で投資有価証券に含まれている。

#### 11) セキュリティ・レンディング、売戻条件付取引並びに買戻条件付取引契約の評価

セキュリティ・レンディング取引はサブ・ファンドの報酬となり、損益および純資産変動計算書のその他の収益に計上される。取引はいつでも無効にできる。貸出中の有価証券は、当該サブ・ファンドの純資産に時価で表示されている。

売戻条件付証券取引（または買戻条件付証券取引）については、原証券によって保証される、貸借取引として扱われる。これらの取引は、証券の貸借当事者の一方が他方に証券を貸出し、両者合意により決められた

期日に決められた価格で、貸し手は買戻しを保証し、借り手は返還を保証する。

売戻条件付証券取引契約は、原証券の市場時価に関係なく原通貨建の取得価格で評価される。また、経過利息は取得日から計算され「その他未収金」として表示されている。

買戻条件付証券取引契約については、市場時価で評価される。

## 12) 金利スワップの評価

金利スワップは、適用金利カーブを参照した市場時価で評価される。

## 13) 比較

被合併ファンド（またはサブ・ファンド）の純資産の合併については、当該会計年度中に併合され且つ2010年2月28日時点に存在したのものについて、併合するファンドが被合併ファンドを合併日に取得する方法により会計帳簿に記録された。結果的に、「損益および純資産変動計算書」における当年度中の総発行額は、被合併ファンド（またはサブ・ファンド）の純資産額を含む。

## 14) 地域別分類

投資有価証券の地域別分類は、有価証券の発行国に基づいたものである。

## 15) 略語

A = 買

V = 売

ZC = ゼロ・クーポン

FLR = 変動利率

## 2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成23年9月30日

資産総額	15,920,209円
負債総額	35,898円
純資産総額( - )	15,884,311円
発行済口数	23,717,538口
1口当たり純資産額( / )	0.6697円

(参考情報) 平成23年9月30日

当ファンドが投資している指定投資信託証券のファンドの現況は以下の通りです。

PARVEST SHORT TERM EURO X CLASS SHARE

純資産額	1,940.1081百万ユーロ
純資産額( Xクラスシェア)	34.6725百万ユーロ
発行済株数( Xクラスシェア)	157,358.827株
1株当たり純資産額( Xクラスシェア)	220.3404ユーロ

BNP Paribas L1 Equity World Consumer Durables X Class Share

純資産額	31.5324百万ユーロ
純資産額( Xクラスシェア)	0.0357百万ユーロ
発行済株数( Xクラスシェア)	403.803株
1株当たり純資産額( Xクラスシェア-U Sドル建)	118.71 U Sドル

## PARVEST BOND EURO MEDIUM TERM X CLASS SHARE

純資産額	932.2393百万ユーロ
純資産額（Xクラスシェア）	0.0352百万ユーロ
発行済株数（Xクラスシェア）	204.432株
1株当たり純資産額（Xクラスシェア）	172.40ユーロ

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額（平成23年9月末現在）

資本金	4億5,000万円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	9,000株
株式	記名式・額面100,000円

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成17年3月30日に8億500万円の減資
平成17年3月30日に3億1,000万円の増資
平成21年6月30日に4億5,000万円の増資
平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

##### b. 委託会社等の機構（平成23年9月末現在）

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

##### (2) 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査およびBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成23年9月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	69	2,192
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	29	633
単位型公社債投資信託	27	529
合計	125	3,356

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。



### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

期別		第12期 (平成22年3月31日現在)		第13期 (平成23年3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 2		650,883		1,097,456
前払費用			21,476		40,611
未収委託者報酬			630,040		1,068,576
未収運用受託報酬			79,709		269,440
未収投資助言報酬			68,017		66,031
未収収益			16,185		1,011,320
未収入金			8,019		9,158
立替金			-		16,666
未収消費税等			-		2,550
貸倒引当金			-		18,954
流動資産計			1,474,334		3,562,858
固定資産					
有形固定資産			96,126		121,782
建物	* 1	93,220		118,534	
器具備品	* 1	2,905		3,248	
無形固定資産			2,288		257,758
ソフトウェア		1,163		2,752	
のれん		-		252,714	
その他		1,124		2,291	
投資その他の資産			157,154		379,872
長期差入保証金		151,154		372,871	
その他		6,000		7,000	
固定資産計			255,568		759,412
資産合計			1,729,903		4,322,270

期別		第12期 (平成22年3月31日現在)		第13期 (平成23年3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			78,131		179,435
未払金			544,232		1,021,798
未払手数料		313,366		675,141	
未払委託調査費		196,124		313,612	
その他未払金		34,742		33,045	
未払費用			57,143		723,575
未払法人税等			3,895		15,855
賞与引当金			41,815		90,353
役員賞与引当金			5,179		11,222
関係会社借入金	* 2		-		300,000
流動負債計			730,397		2,342,235
固定負債					
退職給付引当金			347,596		482,224
役員退職慰労引当金			10,050		-
預り敷金保証金			-		223,121
固定負債計			357,646		705,345
負債合計			1,088,043		3,047,579
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			457,777		1,915,644
資本準備金		7,777		7,777	
その他資本剰余金		450,000		1,907,867	
利益剰余金			265,918		1,090,952
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		341,418		1,166,452	
株主資本合計			641,859		1,274,691
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差 額金			-		0
評価・換算差額等合計			-		0
純資産合計			641,859		1,274,691
負債・純資産合計			1,729,903		4,322,270

## （２）【損益計算書】

期別	注記 番号	第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,287,627		3,804,714
運用受託報酬			228,150		644,089
投資助言報酬			214,404		164,216
その他営業収益			63,660		1,172,399
営業収益計			2,793,843		5,785,419
営業費用					
支払手数料			1,058,102		2,057,927
広告宣伝費			7,306		26,297
調査研究費			51,923		89,765
委託調査費			513,358		719,478
委託計算費			97,072		348,430
営業雑経費			53,136		88,685
印刷費		49,900		83,216	
協会費		3,235		5,468	
営業費用計			1,780,901		3,330,584
一般管理費					
給料			825,549		1,363,746
役員報酬		72,320		116,319	
給料・手当		605,972		1,109,432	
賞与		147,256		137,995	
業務委託費			105,244		279,364
交際費			549		3,077
旅費交通費			16,160		51,306
事業税			5,135		15,767
租税公課			8,132		11,443
不動産賃借料			211,357		225,073
賞与引当金繰入額			41,815		76,142
役員賞与引当金繰入額			5,179		11,222
退職金			-		19,929
退職給付費用			55,464		103,207
役員退職慰労金			3,594		4,203
役員退職慰労引当金繰入額			10,050		-
固定資産減価償却費			10,613		13,021
のれん償却費			-		78,428
諸経費			70,134		217,815
一般管理費計			1,368,979		2,473,750
営業利益又は営業損失 ( )			356,037		18,915

期別		第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
		科目	注記 番号	内訳	金額
営業外収益					
受取利息	* 1		562		222
受取違約金			13,026		-
為替差益			-		51,460
雑益			2,189		12,174
営業外収益計				15,778	
63,858					
営業外費用					
支払利息	* 1		-		1,490
雑損失			208		3,968
営業外費用計				208	
5,458					
経常利益又は経常損失 ( )				340,468	
39,484					
特別損失					
固定資産除却損				-	397
過年度賞与引当金繰入不足額				-	14,211
特別損失計				-	14,609
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失( )				340,468	
24,875					
法人税、住民税及び事業税			950		3,982
法人税等調整額			-	950	353,209
357,191					
当期純利益又は当期純損失 ( )				341,418	
332,316					

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第12期  
自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	新株の発行 450,000
		その他資本剰余金へ振替 450,000
	当期変動額合計	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	新株の発行 315,000
		その他利益剰余金へ振替 344,223
	当期変動額合計	29,223
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	その他利益剰余金へ振替 200
		資本金から振替 450,000
	当期変動額合計	449,800
	当期末残高	450,000
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	420,577
	当期末残高	457,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	344,423
	当期変動額	剰余金の配当 -
		資本剰余金から振替 344,423
		当期純損失 341,418
	当期変動額合計	3,005
当期末残高	341,418	
利益剰余金合計	前期末残高	268,923
	当期変動額	3,005
	当期末残高	265,918
株主資本合計	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859
純資産合計	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859

第13期  
自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	450,000
	当期変動額	企業結合による増加 1,457,867
	当期変動額合計	1,457,867
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	前期末残高	457,777
	当期変動額	1,457,867
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	341,418
	当期変動額	企業結合による増加 492,718
		当期純損失 332,316
	当期変動額合計	825,034
	当期末残高	1,166,452
利益剰余金合計	前期末残高	265,918
	当期変動額	825,034
	当期末残高	1,090,952
株主資本合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	-
	当期変動額	0
	当期末残高	0
純資産合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691

## 重要な会計方針

項目	期別 第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 同左</p>



項目	期別 第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
<p>4 . 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>5 . その他財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

## 会計方針の変更

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	<p>（企業結合に関する会計基準等の適用） 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。</p> <p>（資産除去債務に関する会計基準） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴う営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。</p>

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第12期 （平成22年3月31日現在）		第13期 （平成23年3月31日現在）	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	21,080千円	建物	31,845千円
器具備品	8,009千円	器具備品	8,567千円
* 2 関係会社項目		* 2 関係会社項目	
預金	449,400千円	預金	1,073,099千円
		関係会社借入金	300,000千円

## （損益計算書関係）

第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	
* 1 関係会社取引項目		* 1 関係会社取引項目	
受取利息	470千円	支払利息	1,490千円

## （株主資本等変動計算書関係）

第12期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	4,500	-	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	-	-	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

## (リース取引関係)

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日												
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。												
(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。	(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。												
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料												
<table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>139,855千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>221,437千円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>361,292千円</u></td> </tr> </table>	1年内	139,855千円	1年超	221,437千円	<u>合計</u>	<u>361,292千円</u>	<table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>259,940千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>302,501千円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>562,442千円</u></td> </tr> </table>	1年内	259,940千円	1年超	302,501千円	<u>合計</u>	<u>562,442千円</u>
1年内	139,855千円												
1年超	221,437千円												
<u>合計</u>	<u>361,292千円</u>												
1年内	259,940千円												
1年超	302,501千円												
<u>合計</u>	<u>562,442千円</u>												

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第12期  
自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

## 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期  
(平成22年3月31日現在)

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	-
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	-
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	-
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	-
負債計	509,490	509,490	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

## 負債

## (1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	650,883	-	-	-
未収委託者報酬	630,040	-	-	-
長期差入保証金	-	151,154	-	-

## 追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

第13期  
自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

関係会社借入金は、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

## 流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第13期  
(平成23年3月31日現在)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	-
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	-
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金(*1)	18,954		
	250,486	250,486	-
未収投資助言報酬	66,031	66,031	-
未収収益	1,011,320	1,011,320	-
未収入金	9,158	9,158	-
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	-
未払委託調査費	313,612	313,612	-
その他未払金	33,045	33,045	-
未払費用	723,575	723,575	-
関係会社借入金	300,000	300,000	-
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

(\*1) 未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

## (1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

## (5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (6) その他未払金、未払費用

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,097,456	-	-	-
未収委託者報酬	1,068,576	-	-	-
未収運用受託報酬	269,440	-	-	-
未収投資助言報酬	66,031	-	-	-
未収収益	1,011,320	-	-	-
未収入金	9,158	-	-	-
長期差入保証金	140,234	232,637	-	-

## （有価証券関係）

第12期 （平成22年3月31日現在）	第13期 （平成23年3月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

## （デリバティブ取引関係）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （退職給付関係）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日												
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>347,596千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>347,596千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>55,464千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	347,596千円	(2) 退職給付引当金	347,596千円	勤務費用	55,464千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>482,224千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>482,224千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>103,207千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	482,224千円	(2) 退職給付引当金	482,224千円	勤務費用	103,207千円
(1) 退職給付債務	347,596千円												
(2) 退職給付引当金	347,596千円												
勤務費用	55,464千円												
(1) 退職給付債務	482,224千円												
(2) 退職給付引当金	482,224千円												
勤務費用	103,207千円												

## （税効果会計関係）

第12期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">141,437</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">19,121</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">4,089</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">4,014</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,963</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">206,460</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">379,084</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">379,084</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	141,437	賞与引当金	19,121	役員退職慰労引当金超過額	4,089	未払費用	4,014	その他	3,963	繰越欠損金	206,460	繰延税金資産小計	379,084	評価性引当金	379,084	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">196,217</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">58,973</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">258,982</td> </tr> <tr> <td>税務上の営業権計上額</td> <td style="text-align: right;">608,298</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">9,332</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,691,188</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,822,993</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">2,822,993</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	196,217	賞与引当金	58,973	未払費用	258,982	税務上の営業権計上額	608,298	その他	9,332	繰越欠損金	1,691,188	繰延税金資産小計	2,822,993	評価性引当金	2,822,993	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	141,437																																																
賞与引当金	19,121																																																
役員退職慰労引当金超過額	4,089																																																
未払費用	4,014																																																
その他	3,963																																																
繰越欠損金	206,460																																																
繰延税金資産小計	379,084																																																
評価性引当金	379,084																																																
繰延税金資産合計	-																																																
繰延税金負債	-																																																
繰延税金資産の純額	-																																																
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	196,217																																																
賞与引当金	58,973																																																
未払費用	258,982																																																
税務上の営業権計上額	608,298																																																
その他	9,332																																																
繰越欠損金	1,691,188																																																
繰延税金資産小計	2,822,993																																																
評価性引当金	2,822,993																																																
繰延税金資産合計	-																																																
繰延税金負債	-																																																
繰延税金資産の純額	-																																																

## （企業結合等関係）

<p style="text-align: center;">第12期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日</p>
<p>該当ありません。</p>	<p>（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年 5月12日付で合併契約を締結し、平成22年 5月12日に開催した取締役会の承認をもって、平成22年 7月 1日に合併いたしました。</p> <p>（1）企業結合の概要 1）結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>2）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併</p> <p>3）企業結合後の名称 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併後の新商号：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）</p>

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	<p>4) 取引の概要</p> <p>本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。</p> <p>(2) 実施する会計処理の概要</p> <p>当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>

## （資産除去債務関係）

第12期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
	当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。

## （セグメント情報等）

第13期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日				
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（関連情報）				
1．製品及びサービスごとの情報 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419
2．地域ごとの情報				
（1）営業収益 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>				
	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
日本	4,458,536	731,661	277,934	317,288
				5,785,419
（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
（2）有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。				
3．主要な顧客ごとの情報 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>				
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ ブラジル株式オープン	1,056,553		なし	
BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661		なし	
（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

## （追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

## ( 関連当事者関係 )

## 1．関連当事者との取引

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369百万 ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び 定期預金契約 の締結	資金の 預入 (注1)	-	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセット マネジメント ブラジル	Comissao de Valores Mobiliarios	2,369百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契 約の締結	委託調 査費の 支払 (注2)	331,610	未払 委託 調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

## 2．親会社に関する情報

## (1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）



第13期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	-	預金	1,073,099
							資金の借入（注1）	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメントブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n. 510, 14th floor, São Paulo. SP. Brazil. CEP n.º 04543-906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注3）	15,641	未収運用受託報酬	2,642
							その他営業収益の受入（注3）	716,020	未収収益	654,158
							業務委託費の支払（注3）	573	未払費用	573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注3）	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

(注3) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 2. 親会社に関する情報

## (1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

## （ 1株当たり情報 ）

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産	71,317円	1株当たり純資産	141,632円
1株当たり当期純損失	43,272円	1株当たり当期純損失	36,924円
損益計算書上の当期純損失	341,418千円	損益計算書上の当期純損失	332,316千円
1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	341,418千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	332,316千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	7,890株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載して おりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載して おりません。	

## （重要な後発事象）

<p style="text-align: center;">第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日</p>												
<p>（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で吸収合併契約を締結しております。</p> <p>（1）企業結合の概要 1）結合当事企業の名称及びその事業内容</p> <p>結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">3,618,439千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当期純損失</td> <td style="text-align: right;">96,515千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総資産額</td> <td style="text-align: right;">3,661,567千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総負債額</td> <td style="text-align: right;">1,838,461千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">純資産額</td> <td style="text-align: right;">1,823,106千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員数</td> <td style="text-align: right;">59名</td> </tr> </table> <p>2）企業結合日 合併効力発生日については、平成22年7月1日を予定しております。</p> <p>3）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併</p>	営業収益	3,618,439千円	当期純損失	96,515千円	総資産額	3,661,567千円	総負債額	1,838,461千円	純資産額	1,823,106千円	従業員数	59名	<p>該当ありません。</p>
営業収益	3,618,439千円												
当期純損失	96,515千円												
総資産額	3,661,567千円												
総負債額	1,838,461千円												
純資産額	1,823,106千円												
従業員数	59名												

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
<p>4) 企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社</p> <p>5) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。</p> <p>(2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。</p>	

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成23年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額：10,000百万円（平成23年3月末現在）
- ・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成23年3月末現在)	事業の内容
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	銀行法に基づき銀行業を営みます。

#### (3) 投資顧問会社

名 称：BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス

資本の額：平成22年12月末現在、64百万ユーロ

事業の内容：フランス籍の会社であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

- (1) 受 託 会 社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。
- (2) 販 売 会 社：販売会社として、募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。
- (3) 投資顧問会社：当ファンドに関して、情報の提供および運用の助言等を行います。

## 3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社：委託会社および投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

### 第3【その他】

1. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙等に、次の事項を記載することがあります。
  - ・ 目論見書の使用開始日
  - ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨
  - ・ 届出の効力に関して、届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。」との趣旨を示す記載
  - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨、及び当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
  - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
  - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者の意向を確認する旨
  - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されている旨
  - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号、委託者が運用する投資信託財産の合計純資産総額
  - ・ 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案、ファンドの形態や基本的性格等
  - ・ 委託会社の電話番号、受付時間、ホームページアドレス等
3. 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
4. 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
5. 請求目論見書の巻末に、投資信託約款を添付することがあります。
6. 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新されることがあります。
7. 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成23年10月5日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ欧州バランス・ファンドの平成22年8月7日から平成23年8月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ欧州バランス・ファンドの平成23年8月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-----  
( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管してあります。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)



独立監査人の監査報告書

平成23年 6月24日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年10月6日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ欧州バランス・ファンドの平成21年8月7日から平成22年8月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ欧州バランス・ファンドの平成22年8月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-----  
( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。